

公益社団法人 京都府歯科衛生士会選挙規程

(適用範囲)

第1条 この規程は定款第20条の規定により会長に関する選挙について定めるものである。

(選挙権及び被選挙権)

第2条 定款第5条の規定による正会員はすべて選挙権を有し、被選挙権は入会后6ヶ月を経過した者が有する。

(選挙事務の管理)

第3条 選挙に関する事務は選挙管理会が管理する。但し、議場における選挙の執行は総会議長の指揮下に入る。

(選挙管理会及び選挙管理委員)

第4条 選挙管理会は委員3名をもって組織する。

- 2 委員は支部長会の互選による指名に基づいて会長が委嘱する。
- 3 支部長会は前項の規定による委員の指名を行う場合においては同時に予備委員の指名を行わなければならない。
- 4 予備委員は委員が欠けた場合、又は故障ある場合にその職務を行う。
- 5 委員及び予備委員の任期は2年とする。
- 6 委員は任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。
- 7 委員は在職中、役員立候補となったり、候補者を推薦することができない。
- 8 選挙管理会の委員長及び副委員長はその委員の互選による。

(選挙の方法)

第5条 選挙は一人1票とし、投票により行う。

(選挙期日の公示)

第6条 選挙の期日はその期日前60日までに会長は会員に知らさなければならない。

(立候補の届出)

第7条 候補者は選挙の期日前35日までにその旨を選挙管理会に届け出なければならない。

(推薦候補の届出)

第8条 会員を候補者に推薦しようとするときは前条に規定する期間内にその推薦の届出をすることができる。

(推薦の条件)

第9条 推薦候補は理事会の決議あるいは会員5名以上の推薦を要する。

- 2 推薦候補は本人の承諾を得ないものは無効とする。

(候補者一覧表の作成及び送付)

第10条 選挙管理会は候補者一覧表を作成し、会員に速やかに送付しなければならない。

(選挙演説)

第11条 選挙前の演説は議場において立候補者は本人が、推薦候補者は推薦者が行うものとする。

(無投票の当選)

第12条 候補者の定数を越えないときは投票の手続きによらないでその候補者を当選とすることができる。

(当選の決定と報告)

第 13 条 議長は当選者を直ちに議場及び会長に報告しなければならない。

2 会長は直ちに会員に当選者指名を通知しなければならない。

(選挙録の提出及び保存)

第 14 条 選挙管理会は選挙の経過を記載した選挙録を作成し、議長に提出しなければならない。

2 選挙録は選挙管理委員がこれに署名押印しなければならない。

3 前項の選挙録のうち議場における選挙の執行に関する選挙録については総会議長とその会議において選出された議事録署名人 2 名が署名押印しなければならない。

4 総会議長は選挙録を会長に渡し、会長はこれを保存しなければならない。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。